

サービス利用説明書

令和7年9月

この書面はあなたが介護保険を利用して私どもの事業所の介護サービスを利用する際に重要だと思われることを説明したものです。わかりやすいところに保管しておいてください。

知っておいていただきたいこと

◎事業所について

設置主体：三室園組合

管理運営：社会福祉法人 宝山寺福祉事業団

事業所の名称：老人総合福祉施設 あくなみ苑

短期入所生活介護施設

奈良県指定短期生活介護事業所（第 2971700212 号）

事業所の所在地：奈良県生駒郡安堵町岡崎 3 3 - 1

電話：0743-59-0070

◎短期入所生活介護の事業の目的について

私どもは、要介護、要支援の認定を受けた方々が、その身体の状態に応じて、できるだけ自立的な日常生活ができるように、短期間施設で日常生活上の世話や機能訓練などを提供することにより、ご利用者の心身機能の維持並びにご家族の身体的精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

◎運営の方針について

短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅介護サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

◎事業所の職員について

私どもが定めている事業所の運営規定は国の定めた運営基準に準じたものです。あくなみ苑には、管理者である施設長の他、あなたの介護計画を作成および必要な連絡調整や相談を担当する生活相談員、あなたの心身の状況を把握し健康管理や適切な介護を提供するために助言や援助を行う看護職員、介護計画に基づいて直接介護を担当する介護職員その他の職員を配置しています。これら、短期入所生活介護を担当する職員は全て特別養護老人ホームあくなみ苑の職員が兼務しています。

○主な職員の配置状況（令和4年12月1日現在）

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。 利用定員：20名

職 種	指定基準	常勤職員	非常勤職員
施 設 長	1名（兼務可）	1名（兼務）	
生活相談員	1名	1名	
介 護 職 員	6名	6名	
看 護 職 員	1名	1名	
機能訓練指導員	1名（兼務可）	1名（兼務）	
管理栄養士	1名（兼務可）	1名（兼務）	1名（兼務）
調 理 員		外部委託	
医 師	1名（非常勤）		1名（兼務）

○職務内容

- (1) 施設長－事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 医 師－ご利用者の健康管理を行うとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- (3) 生活相談員－利用申込みの調整並びにご利用者の介護計画の作成と管理、ご家族との連絡調整を行う。
- (4) 看護職員及び介護職員－ご利用者に対し3：1以上の員数を配置する。看護職員は、ご利用者の心身の状況を把握し、短期入所生活介護が適切に提供されるよう介護職員とともに、ご利用者及びご家族に対し必要な助言、援助を行う。また健康管理上の助言や必要な場合には主治の医師等との連携調整を行う。介護職員は、短期入所生活介護計画に基づき介護サービスを提供する。
- (5) 機能訓練指導員－日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 管理栄養士－ご利用者の栄養管理や提供する食事の献立作成、ご利用者への栄養指導などを行う。

◎あくなみ苑が提供するサービスについて

利用定員は20名です。

利用の為の送迎受け入れ時間は原則として、午前9時00分から午後5時00分までです。やむを得ない事情がある場合はご相談ください。

*提供する生活介護の内容

ご利用者の身体の状態に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するように介護提供するように努めます。また利用が相当期間（4日間）を越えて継続されることが予想される場合は短期入所生活介護計画を作成し、計画に基づいて介護を提供します。具体的な介護内容の例は次の通りです。

- 1、施設への送迎（通常の送迎実施地域＝平群町、斑鳩町、安堵町、王寺町、河合町、上牧町、三郷町）
*他の地域への送迎も可能です。
- 2、日常生活上の世話（入浴、食事、排泄その他の日常生活に必要なお世話を含みます。）
- 3、健康チェック（看護職員による検温、血圧測定等を行います。）
- 4、機能訓練やレクリエーションの要素を含んだ活動
- 5、栄養士が作成した献立に基づく食事の提供
- 6、入浴（寝たきりの方の特別な入浴措置による入浴も含みます。）

入浴については、あらかじめ体温、血圧などの健康状態をチェックして実施しますので、身体の状態が入浴に適さないと判断した場合入浴を中止します。

これらの介護サービスはあなたを担当する介護支援専門員や生活相談員が作成する援助計画に基づいて提供します。

*緊急利用について

通常は、あなたを担当する居宅介護支援事業者の介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画に基づいて、サービスを提供しますが、緊急な事情がある場合で、利用定員に余裕がある場合は緊急の短期入所を受け入れます。

◎必要な費用について

あなたが受けた要介護認定の要介護度に応じて基本的な金額が決められており、利用の状況によって増減される場合があります。サービス計画を作成した時点で介護支援専門員が必要なおよその額を事前にお知らせします。但し計画の変更や追加があった場合は金額が異なりますから、月毎のサービス利用実績表に基づいて請求させていただきます。

- * 食事の費用は食材料費として一日1,392円です。*第4段階の方は、一日1,500円になります。
- * 介護保険の対象とならないケースの場合や、特別に実費を頂く必要のある場合等は事前に説明いたしますので、ご不明な点は遠慮なくお尋ねください。
日常生活品は株式会社ニックに業務委託しており、申込みできます（1日/50円税別）。
- * 予定しているサービスを変更したり、追加することは可能です。但し事前にご相談ください。要介護度に応じた保険給付の限度額を超えるような場合には、超えたサービス提供の全額が自己負担となり、高額な費用になることがありますからご注意ください。
- * 施設備品等を破損された場合、相応の弁償をしていただくことがあります。

お約束していただきたいこと

◎サービス利用の変更や中止について

予定しているサービスの利用について、あなたの都合で中止される場合は、必ず事前にご連絡ください。前日までにご連絡をいただけなかった場合、それがやむを得ないと認められない場合には、キャンセル料（ 円）を負担していただきます。利用予定を変更される場合は、担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）に必ず事前に相談ください。他の利用計画との調整がつかない場合ご希望通りの変更をお受けできないことがあります。

◎プライバシーの保護と業務に必要な情報の利用について

私どもは、ご利用者本人及びご家族のプライバシーの保護には万全の注意を払います。但し、介護サ
ー

ビス計画の作成及びに介護サービス提供のために必要な情報を業務として私どもが共有し、必要な場合にはあなたに介護サービス提供する他の事業者はこの情報を提供することについてはご了承願います。

介護サービス計画を作成するには、医療情報（特に感染症など）も重要です。適切な介護を提供できる

ように正しくお知らせください。

私どもの職員には、職員でなくなった後も業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないという守秘義務を課しています。

偽りの告知等のために介護に関わる事故が起こっても責任を負いかねることがあります。また、他の高齢者や職員に重い感染症が広がった場合の責任問題にまで波及する懸念もあります。

◎サービスの提供をお断りする場合があります。

- * 偽りの申請による利用の申込みや、他の人に感染する恐れのある病気があつて通常の方法では予防することが困難な場合、また大変重い病気を感染させる恐れのある場合などは、サービスの提供をお断りします。
- * 他のご利用者や職員に対する暴力行為、迷惑行為（セクハラなど）が、甚だしい場合で注意しても改善されず、他に防御する手だてがない場合には利用の途中であっても、以後のサービスをお断りします。
- * お支払いいただくべき費用が3ヶ月以上滞納された場合、以後のサービスの提供は費用のお支払いがあるまで中止させていただきます。

私どもがお約束すること

◎自立支援とご利用者本位を介護計画作成の基本方針とします。

私たちは、ご利用者の心身の状態や能力、またその環境に応じてできるだけ自立した生活ができるように援助することを目標にします。

*あなたやご家族の希望や意向についてもできるだけ介護の中に生かしたいと考えていますが、必ずしも全てが実現できるとは限りません。私どもの提供する介護サービスにご不満がある場合や納得が得られない場合、あなたはいつでも私どもの介護サービスを拒否し解約することができます。

◎利用中の緊急時、事故発生時の対応について

短期入所を利用中にご利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治の医師や協力医療機関に連絡を行う等の必要な措置をとるとともにご家族に連絡します。

事故発生時には、上記と同様の対応を行い、必要に応じて救急搬送等を行います。記録については

5

年間保管（記録の保存年限：サービス提供の日から5年間）し、必要時、または求めに応じて開示いたします。

事故発生時は、各市町村の介護保険課に事故の報告を致します。

◎虐待防止に向けた体制等

管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施します。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とします。

1、事業所では、虐待防止検討委員会（特別養護老人ホームと一体で行ないます。セーフティ委員会での会議内で実施しています。）を設けます。その責任者は管理者とします。

2、虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行います。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施します。

3、職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

4、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

◎非常災害時の対策

非常災害対策のために別途防災計画並びに非常災害対策計画を策定しています。
非常災害対策計画に基づき定期的避難訓練（年2回）を実施しています。

◎提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施状況：有

調査機関名：特定非営利法人 市民生活総合サポートセンター

◎定めのある利用料金、事前に説明したその他の費用などあなたの上承を得た費用以外には、いかなる名目であっても金品を受け取ることを禁じています。

◎ご不満や苦情は些細なことでもお伝えください。

どのような些細な不満や苦情でも、遠慮なく担当者にお伝えください。誠実に対応し、解決に努めます。直接担当者に伝えにくい場合は、あなたを担当する介護支援専門員（ケアマネジャー）にご連絡ください。

苦情受付：生活相談員

苦情解決責任者：施設長

電 話：(0743) 59-0070

施設で解決できない不服な点や、苦情があれば、以下の公的機関にお申し出いただくこともできます。

○市町村の窓口

安堵町役場 健康福祉推進室

〒639-1061 奈良県生駒郡安堵町東安堵853（福祉保健センター内）

電 話：(0743) 57-1590

○公的団体の窓口

奈良県国民健康保険団体連合会 電算介護課介護保険係

〒634-0061 奈良県橿原市大久保町302-1 奈良県市町村会館

電 話：0120-21-6899

◎施設概要

老人総合施設「あくなみ苑」は

平群町、斑鳩町、三郷町、安堵町、王寺町、上牧町、河合町の七ヶ町が三室園組合を設置し、管理運営は社会福祉法人「宝山寺福祉事業団」に委託しての、公設民営施設です。今後ますます多様化する介護ニーズに対応できる施設として建設したものです。

介護福祉施設（特別養護老人ホーム あくなみ苑） 定員50名

長期の入所施設で施設サービス計画に基づき、日常生活上のお世話及び機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行い、尊厳のある人生を送っていただきます。

短期入所生活介護（あくなみ苑ショートステイ） 定員20名

介護計画（ケアプラン）に基づき短期入所して頂き、日常生活の介助、機能訓練等を行うことにより、ご利用者の身体機能の維持並びにご家族の介護負担の軽減を図って頂きます。入退所時には送迎もいたしますのでご用命下さい。

通所介護（デイサービスセンターあくなみ苑） 定員18名

介護計画（ケアプラン）に基づきご利用者を送迎して通所していただき入浴や機能訓練及びにレクリエーションで一日を楽しく過ごしていただきます。

居宅介護支援事業（あくなみ苑）

- 要介護認定の申請代行
- 介護（ケアプラン）の作成認定を受けられた方はお申し出下さい。
- 年中無休いつでも、どんなことでも、お気軽にご相談ください。

ケアハウス（あくなみ苑）

独立して生活するには不安のある高齢者が入居し、車椅子を利用した生活ができ介護が必要になればホームヘルプサービス等、在宅サービスも受けられるケア付き住宅です。

◎当センターの営業日と受付時間

* どんなことでも、気軽にご連絡・ご相談下さい。

①基本料金

●個室・多床室利用時（1日）

介護度	基本利 用料	サービス提供 強化加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅲイ	看護体制 加算Ⅳイ	夜勤職員配 置加算Ⅰ	生産性向上推進 体制加算	合計
要支援1	451	22				10/1月	483単位
要支援2	561	22				10/1月	593単位
介護度1	603	22	12	23	13	10/1月	673単位
介護度2	672	22	12	23	13	10/1月	752単位
介護度3	745	22	12	23	13	10/1月	825単位
介護度4	815	22	12	23	13	10/1月	895単位
介護度5	884	22	12	23	13	10/1月	964単位

1単位＝10.17円

*介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1か月総単位数の14.0%の単位

*併設短期入所 事業所番号 2971700212

●その他加算（下記のサービスを利用した時のみ料金が発生します。）

- ・送迎体制 184単位/1回
- ・短期生活認知症緊急対応加算 200単位/1日（7日間限度）
- ・療養食加算 8単位/1回（1日3回を限度）
- ・緊急短期入所受入加算 90単位/1日（最長14日間を限度）
- ・口腔連携強化加算 50単位/1月
- ・看取り連携体制加算 64単位/1日

●利用料金の精算について

南都銀行より口座引落としとなっております。

《お手続き》

1. 「預金口座振替依頼書」に金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人、をご記入いただき、金融機関お届け印をご捺印ください。

ご捺印して頂く所は1枚目と2枚目でございます。

2. ご利用いただける金融機関 全ての金融機関が可能です。

*振込手数料はご利用者様負担でお願いします。

南都銀行 振替手数料¥110円（税込）

他の銀行 振替手数料¥220円（税込）

3. 振替日 利用月の翌月27日（金融機関が休日の場合は翌営業）

②お部屋代（1日）

4人部屋・2人部屋	
階層	料金
1段階	0円
2段階	430円
3段階	430円
4段階	915円

個室	
階層	料金
1段階	320円
2段階	480円
3段階	880円
4段階	1231円

※階層につきましてはお住まいの役場にお問い合わせください。

③お食事代（1日）

お食事代	
階層	料金
1段階	300円
2段階	600円
3段階①	1000円
3段階②	1300円
4段階	朝 300円 昼 600円 夕 600円

※階層につきましてはお住まいの役場にお問い合わせください。

④その他

日常生活費 55円／1日（税込）

＊株式会社ニックに委託（日常生活品の提供品については別紙）

・振替日 利用月の翌月 23日（金融機関が休日の場合は翌営業）

⑤保険給付以外の利用者負担について

＊別紙参照してください。

《持ち物》

介護保険証・負担限度額認定証（4段階以外の方）・介護保険負担割合証・後期高齢者医療保険証・利用期間中の薬・薬の説明書（病院等で頂く用紙）・義歯ケース・電気カミソリ（男性のみ）・ヘアブラシ・嗜好品（おやつ、コーヒー等）

〔基本的に衣類に関しては、苑の物で対応させていただいておりますが、ご本人の衣類の持参も可能です。〕

〔持ち物にはお名前の記入をお願いします。〕

保険給付以外の利用者負担について (R5.4.1 改訂)

◎保険対象外となるサービスの利用者負担金額は次のとおりとします。

- 預貯金等管理手数料
施設がご本人・代理人に代わり保険証や金融機関の預貯金通帳等の管理を行う。
預り金等管理規程に基づき、3ヶ月に1回ご本人・代理人に管理状況をお知らせする。 500円/月
- 利用料金等の口座振替手数料 南都銀行…110円(税込) その他の銀行…220円(税込)
- サービス地域以外への送迎
施設のサービス通常地域以外への送迎の場合。 40円/km
- 通常サービス以外への職員の付き添い
通常施設で利用者に提供するサービス以外で職員付き添いを実施した場合。 500円/回
- 病院受診時の職員の付き添い
家族に代わり職員が付き添う場合。 1,000円/時間
- 利用者からの依頼に基づく買出し
おやつ、日用品等を買うため、家族に代わり職員が買出しを行う場合。 1,000円/時間
- 理美容代
施設内で出張による理美容を受ける場合 実費
- 健康管理費
通常の健康管理以外で、たとえばインフルエンザ予防接種などを希望される場合。 実費
- 食事費
 - ・おやつ(生姜湯等)の提供を受ける場合 30円/回
 - ・水分補給のためのゼリー(水分サポートゼリー等)を特別に提供を受ける場合 30円/回
 - ・特別食(正月、夏祭り、敬老日、クリスマス等のイベント食)の提供を受ける場合 200円/回
- 行事費
希望を募り実施する小旅行・観劇・外食会などに参加される場合。 参加費
- クラブ活動の材料費
クラブ活動に参加することを希望され、特別な材料が必要な場合その代金を頂きます。 必要な材料費
- 日常生活品費 株式会社ニックに委託
ニックをご利用にならない場合はご利用者様、ご家族様にご用意いただきます。
(例)居室で使用になるティッシュ類、歯磨きセットなど個人で使用されるものが対象です。
- 個人使用の大型電気製品等の電気使用量
電気機器を居室で使用する場合 50円/日

◎入院中において、家族(代理人)が何らかの事情により行うことのできない援助に対する利用者負担

- 入院中の衣類・日用品代・オムツ代等 実費
- 入院中の着替管理・洗濯代行費用 500円/回
- 入院中のオムツ等配達手数料 500円/回

介護サービス利用に関する

同意書

私は、貴事業所のサービス利用説明書について十分な説明を受け、その説明書の内容についても同意しましたので、貴事業所の居宅介護サービスの提供を受けることについて同意します。

年 月 日

利用申込者本人氏名： 印

住 所：

代理人氏名： 印（本人との続柄： ）

代理人住所：

連絡先：

特記事項：

老人総合福祉施設 あくなみ苑
苑長 田中 将史